

『弁護士としての業務開始のご挨拶』

山名 学（東京・客員弁護士）

私は、このたび東京弁護士会に弁護士登録をし、虎門中央法律事務所の客員弁護士として弁護士業務に従事することになりました。

虎中の今井和男代表弁護士とは、学生時代に同じ運動部(少林寺拳法)に所属したことから親しく付き合いようになり、以来40年以上にわたり、いわば兄弟のような交流を続けてきました。そのような縁があって、このたび裁判官を定年退職した私を温かく事務所に迎えていただくことになりました。今井弁護士の期待とこれまでの交誼に応えるためにも、虎中の一員として全力を尽くし、誠実に業務に取り組んでいきたいと思っております。

以下、簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は、昭和53年以来38年間にわたって裁判官として執務し、この7月に名古屋高等裁判所長官を最後に定年退官しました。裁判所では、民事、刑事、家事、少年と幅広く裁判を担当しましたが、裁判官生活の後半は、東京高裁事務局長、裁判所職員総合研修所長、さいたま家裁所長、千葉地裁所長、司法研修所長、名古屋高等裁判所長官と、裁判現場を離れて、裁判所の運営や後進の育成等に関する業務を担当することが多くなりました。

家裁所長としては、遺産分割、離婚、成年後見などの家事事件や少年事件のあり方等について、地裁所長としては、医療事件、労働事件、行政事件等の民事事件、裁判員裁判を含む刑事事件等のあり方について、二つの研修所長としては、司法修習生の修習や裁判官の育成、研修のあり方、あるいは、裁判所書記官や家裁調査官の育成等について、様々な見地から議論をし、研究をし、一般的な指導や組織運営等を行ってきました。

もとより裁判官の役割と弁護士の役割は異なるものであるうえ、人々の意識も大きく変化し、新法の制定、法律の改正、その他の社会的なルールの創設や変更など、社会生活や経済活動に関する環境等も激しく変化する時代になっています。これまでの経験がそのまま通用するわけではありませんが、弁護士として新たな職務に対応し、多くの皆様のお役に立てるように努力をして参りたいと思っております。

余談ですが、「山名」という氏について、時折質問を受けることがあります。「応仁の乱で活躍した武将と何か関係があるのですか」と。私の生まれ育ちが京都であることも、そのような推測や質問につながるのでしょうか。その点については、昔、父から「室町時代に勢力を有した山名氏の流れをくむ」と聞かされたことがあります。真偽のほどはわかりません。いずれは自分のルーツなど、歴史のロマンを追う研究などもしてみたいと思っております。

以上

